

改正案	現行
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) (11) (略)</p> <p>(12) 移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で取得するために使用するセンサーであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの</p> <p>(一) 一〇・五 GHz を超え一〇・五五 GHz 以下の周波数(屋内において使用する場合に限る。)</p> <p>(二) 二四・〇五 GHz を超え二四・二五 GHz 以下の周波数</p> <p>(13) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの(電気通信回線設備</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) (11) (略)</p> <p>(12) ミリ波画像伝送(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して行う画像伝送をいう。)用及びミリ波データ伝送(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して行うデータ伝送をいう。)用で使用するものであつて、五七 GHz を超え六六 GHz 以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>(13) 移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で取得するために使用するセンサーであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの</p> <p>(一) 一〇・五 GHz を超え一〇・五五 GHz 以下の周波数(屋内において使用する場合に限る。)</p> <p>(二) 二四・〇五 GHz を超え二四・二五 GHz 以下の周波数</p> <p>(14) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの(電気通信回線設備</p>

に接続するものを含む。)であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの(以下「小電力データ通信システムの無線局」という。)

(1)～(6) (略)

(7) 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数

五～十 (略)

に接続するものを含む。)であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの(以下「小電力データ通信システムの無線局」という。)

(1)～(6) (略)

五～十 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に証明規則第二条第一項第八号の規定に係る法第三十八条の二の二第二項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証(以下「技術基準適合証明等」という。)を受けている第二条の規定による改正前の設備規則第四十九条の十四第十二号においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正前の施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局(以下「旧特定小電力無線局」という。)の無線設備については、第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第十九号の四の三の規定に係る技術基準適合証明等を受けている第二条の規定による改正後の設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正後の施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局(以下「新小電力データ通信システムの無線局」という。)の無線設備とみなす。

3～5 (略)

改 正 案	現 行																						
<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する無線標定業務の特定小電力無線局及び二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能</p> <p>八 十^{十一} (略)</p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p>	<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局（次号に規定するものを除く。）については、次に掲げる機能</p> <p>イ 電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能</p> <p>ロ 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第四号に規定する機能</p> <p>八 六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する無線標定業務の特定小電力無線局及び二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第一号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能</p> <p>九 十二^{十二} (略)</p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p>																						
<p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="168 997 1064 1428"> <thead> <tr> <th rowspan="2">送 信 設 備</th> <th colspan="2">許 容 偏 差</th> </tr> <tr> <th>上 限 (パーセント)</th> <th>下 限 (パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜六 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>七 次に掲げる送信設備 (一)〜(三) (略) (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下及び五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用</td> <td>二〇</td> <td>八〇</td> </tr> </tbody> </table>	送 信 設 備	許 容 偏 差		上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)	一〜六 (略)	(略)	(略)	七 次に掲げる送信設備 (一)〜(三) (略) (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下 及び五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用	二〇	八〇	<p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 997 2072 1428"> <thead> <tr> <th rowspan="2">送 信 設 備</th> <th colspan="2">許 容 偏 差</th> </tr> <tr> <th>上 限 (パーセント)</th> <th>下 限 (パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜六 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>七 次に掲げる送信設備 (一)〜(三) (略) (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)</td> <td>二〇</td> <td>八〇</td> </tr> </tbody> </table>	送 信 設 備	許 容 偏 差		上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)	一〜六 (略)	(略)	(略)	七 次に掲げる送信設備 (一)〜(三) (略) (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)	二〇	八〇
送 信 設 備		許 容 偏 差																					
	上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)																					
一〜六 (略)	(略)	(略)																					
七 次に掲げる送信設備 (一)〜(三) (略) (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下 及び五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用	二〇	八〇																					
送 信 設 備	許 容 偏 差																						
	上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)																					
一〜六 (略)	(略)	(略)																					
七 次に掲げる送信設備 (一)〜(三) (略) (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)	二〇	八〇																					

するものを除く。 (五)・(六) (略)		
八 (略)	(略)	(略)
九 次に掲げる送信設備 (一) 六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (二) 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備	五〇	七〇
十～十八 (略)	(略)	(略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2～12 (略)

13 ~~六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。~~

一 ~~六〇GHzを超え六一GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置~~

一〇〇マイクロワット以下

二 (略)

14～29 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一～十一 (略)

~~十二~~ 六〇GHzを超え六一GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波

(五)・(六) (略)		
八 (略)	(略)	(略)
九 五七GHzを超え六六GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備	五〇	七〇
十～十八 (略)	(略)	(略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2～12 (略)

13 ~~五七GHzを超え六六GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。~~

一 ~~五七GHzを超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置~~

一〇〇マイクロワット以下

二 (略)

14～29 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一～十一 (略)

~~十二 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの(次号に規定するものを除く。)~~

~~イ 送信機は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。~~

~~ロ 送信空中線は、その絶対利得が四七デシベル以下であること。~~

~~十三~~ 六〇GHzを超え六一GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波

を使用する無線標定業務のもの

- イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線系については、この限りでない。
- ロ 通常起こり得る温度若しくは湿度の変化又は振動があつた場合において、支障なく動作するものであること。
- ハ 計測時以外においては電波の発射を停止する機能を有すること。
- ニ 送信空中線は、その絶対利得が四〇デシベル以下であること。

十三 (略)

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜六 (略)

七 五七MHzを超え六六MHz以下の周波数の電波を使用するもの

- イ 送信機は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。
- ロ 送信装置の空中線電力は、二五〇ミリワット以下であること。ただし、一〇ミリワットを超えるもの場合は、等価等方輻射電力が四〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。
- ハ 送信空中線の利得は、次のとおりであること。

(1) 送信装置の空中線電力が一〇ミリワット以下のものの絶対利得は、四七デシベル以下であること。

(2) 送信装置の空中線電力が一〇ミリワットを超えるものの絶対利得は、一〇デシベル以上であること。

ニ 送信装置の空中線電力が一〇ミリワットを超えるものにあつては、送信開始時において動作するキャリアセンスを備え付けること。

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHz を付したものを除

を使用する無線標定業務のもの

- イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線系については、この限りでない。
- ロ 通常起こり得る温度若しくは湿度の変化又は振動があつた場合において、支障なく動作するものであること。
- ハ 計測時以外においては電波の発射を停止する機能を有すること。
- ニ 送信空中線は、その絶対利得が四〇デシベル以下であること。

十四 (略)

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜六 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHz を付したものを除

		き, 百万分率)
1～8 (略)	(略)	(略)
9 10.5GHz を超え134GHz 以下	1 無線測位局 (1) 車両感知用無線標定陸上局 (2) その他の無線測位局(注 29) 2 アマチュア局 3 簡易無線局 4 地球局及び宇宙局(注40) 5 特定小電力無線局(注34) <u>6 小電力データ通信システムの無 線局(注34)</u> <u>(1) 57GHzを超え66GHz以下のも の ア 10mW以下のもの</u> <u>イ 10mWを超えるもの</u> <u>(2) その他の周波数のもの</u> 7 その他の無線局(注21、31、 34、42、48、55)	800 5,000 500 200 100 500 <u>20</u> <u>20</u> 300

		き, 百万分率)
1～8 (略)	(略)	(略)
9 10.5GHz を超え134GHz 以下	1 無線測位局 (1) 車両感知用無線標定陸上局 (2) その他の無線測位局(注 29) 2 アマチュア局 3 簡易無線局 4 地球局及び宇宙局(注40) 5 特定小電力無線局(注34) <u>6 小電力データ通信システムの無 線局</u> 7 その他の無線局(注21、31、 34、42、48、55)	800 5,000 500 200 100 500 <u>20</u> 300

注 1～33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) (略)

(2) 312MHzを超え315.25MHz以下、401MHzを超え406MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、60GHzを超え61GHz以下、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

注 1～33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) (略)

(2) 312MHzを超え315.25MHz以下、401MHzを超え406MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、57GHzを超え66GHz以下、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

(3)・(4) (略)

(5) 57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備

別表第二号 (第6条関係)

第1～第29 (略)

第30 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1～4 (略)

5 57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用するもの 9-Δf GHz

注 Δfは、周波数の許容偏差の絶対値の2倍の値とする。

第31～第66 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～30 (略)

31 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

<u>周 波 数 帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>55.62GHz以下</u>	<u>任意の1MHz幅における平均電力が(-)30dBm以下</u>
<u>55.62GHzを超え57GHz以下及び66GHzを超え67.5GHz以下</u>	<u>任意の1MHz幅における平均電力が(-)26dBm以下</u>
<u>67.5GHzを超えるもの</u>	<u>任意の1MHz幅における平均電力が(-)30dBm以下</u>

32 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(3)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(3)・(4) (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第29 (略)

第30 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1～4 (略)

第31～第66 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～30 (略)

31 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(3)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に証明規則第二条第一項第八号の規定に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）を受けている第二条の規定による改正前の設備規則第四十九条の十四第十二号においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正前の施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「旧特定小電力無線局」という。）の無線設備については、第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第十九号の四の二の規定に係る技術基準適合証明等を受けている第二条の規定による改正後の設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正後の施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「新小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備とみなす。

3 (略)

4 この省令の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間における新小電力データ通信システムの無線局に対する設備規則第二十四条第二項の規定の適用については、同項の表中「四ナノワット以下」とあるのは「一〇〇マイクロワット以下」と、「二〇ナノワット以下」とあるのは「一〇〇マイクロワット以下」とする。

5 この省令の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間における新小電力データ通信システムの無線局に対する第二条の規定による改正後の設備規則別表第三号 31の規定の適用については、同 31 中

周 波 数 帯	不要発射の強度の許容値
55. 62GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が（－）30dBm以下
55. 62GHzを超え57GHz以下及び66GHzを超え67. 5GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が（－）26dBm以下
67. 5GHzを超えるもの	任意の1MHz幅における平均電力が（－）30dBm以下

は、次のとおりとする。

(1) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
100 μ W以下	50 μ W以下

(2) 参照帯域幅は、次のとおりとする。

スプリアス領域の周波数帯	参 照 帯 域 幅
9kHzを超え150kHz以下	1kHz
150kHzを超え30MHz以下	10kHz
30MHzを超え1GHz以下	100kHz

1GHzを超えるもの	1MHz
------------	------

(3) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、次のとおりとする。

必要周波数帯幅の条件	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数
$BN < 1\text{MHz}$	$f_c \pm 2.5\text{MHz}$
$1\text{MHz} \leq BN \leq 500\text{MHz}$	$f_c \pm 2.5BN$
$BN > 500\text{MHz}$	$f_c \pm (1.5BN + 500\text{MHz})$

注1 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、スプリアス領域に含むものとする。

2 発射する電波の周波数（必要周波数帯幅を含む。）が、二以上の周波数範囲にまたがる場合は、上限の周波数範囲に規定する値を適用する。」

ルキク°

改 正 案	現 行
<p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の四（略）</p> <p><u>十九の四の二 設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>十九の四の三 設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ミリワット以下のもの</u></p> <p>十九の五 六十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>	<p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の四（略）</p> <p>十九の五 六十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p>

一 置 装		信 送		一	
二 試験項目	周波数	(略)	(略)	二 試験項目	(略)
三 測 定器等	占有周波数帯幅	(略)	(略)	三 測 定器等	(略)
四 特定無線設備の種別	スプリアス発射又は不要発射の強度	(略)	(略)	四 特定無線設備の種別	(略)
	空中線電力	(略)	(略)		(略)
	比吸収率	(略)	(略)		(略)
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	(略)	(略)		(略)
	変調衝撃係数	(略)	(略)		(略)
	プレエンファ	(略)	(略)		(略)

一 置 装		信 送		一	
二 試験項目	周波数	(略)	(略)	二 試験項目	(略)
三 測 定器等	占有周波数帯幅	(略)	(略)	三 測 定器等	(略)
四 特定無線設備の種別	スプリアス発射又は不要発射の強度	(略)	(略)	四 特定無線設備の種別	(略)
	空中線電力	(略)	(略)		(略)
	比吸収率	(略)	(略)		(略)
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	(略)	(略)		(略)
	変調衝撃係数	(略)	(略)		(略)
	プレエンファ	(略)	(略)		(略)

装 信 受 度	副次的に発する電波等の限度	(略)	(略)	(略)	○	○	(略)
	送信速度	(略)	(略)	(略)			(略)
	搬送波を送信していないときの電力	(略)	(略)	(略)			(略)
	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	(略)	(略)	(略)			(略)
	送信時間	(略)	(略)	(略)			(略)
	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	(略)	(略)	(略)			(略)
	総合歪及び雑音	(略)	(略)	(略)			(略)
	総合周波数特性	(略)	(略)	(略)			(略)
	搬送波電力	(略)	(略)	(略)			(略)
	シス特性						

装 信 受 度	副次的に発する電波等の限度	(略)	(略)	(略)			(略)
	送信速度	(略)	(略)	(略)			(略)
	搬送波を送信していないときの電力	(略)	(略)	(略)			(略)
	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	(略)	(略)	(略)			(略)
	送信時間	(略)	(略)	(略)			(略)
	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	(略)	(略)	(略)			(略)
	総合歪及び雑音	(略)	(略)	(略)			(略)
	総合周波数特性	(略)	(略)	(略)			(略)
	搬送波電力	(略)	(略)	(略)			(略)
	シス特性						

置	感度	(略)	(略)	(略)		(略)
	通過帯域幅	(略)	(略)	(略)		(略)
	減衰量	(略)	(略)	(略)		(略)
	スプリアス・レスポンス	(略)	(略)	(略)		(略)
	隣接チャネル選択度	(略)	(略)	(略)		(略)
	感度抑圧効果	(略)	(略)	(略)		(略)
	相互変調特性	(略)	(略)	(略)		(略)
	局部発振器の周波数変動	(略)	(略)	(略)		(略)
	ダイエンファース特性	(略)	(略)	(略)		(略)
	総合歪及び雑音	(略)	(略)	(略)		(略)

注 1 ～ 4 (略)

5 三二二 MHz を超え三二五・二五 MHz 以下、四〇二 MHz を超え四〇五 MHz 以下、四三三・六七 MHz を超え四三四・一七 MHz 以下、二、四〇〇 MHz 以上二、四八三・五 MHz 以下、一〇・五 GHz を超え一〇・五五 GHz 以下若しくは二四・〇五 GHz を超え二四・二五 GHz 以下、**六〇 GHz を超え六**

置	感度	(略)	(略)	(略)		(略)
	通過帯域幅	(略)	(略)	(略)		(略)
	減衰量	(略)	(略)	(略)		(略)
	スプリアス・レスポンス	(略)	(略)	(略)		(略)
	隣接チャネル選択度	(略)	(略)	(略)		(略)
	感度抑圧効果	(略)	(略)	(略)		(略)
	相互変調特性	(略)	(略)	(略)		(略)
	局部発振器の周波数変動	(略)	(略)	(略)		(略)
	ダイエンファース特性	(略)	(略)	(略)		(略)
	総合歪及び雑音	(略)	(略)	(略)		(略)

注 1 ～ 4 (略)

5 三二二 MHz を超え三二五・二五 MHz 以下、四〇二 MHz を超え四〇五 MHz 以下、四三三・六七 MHz を超え四三四・一七 MHz 以下、二、四〇〇 MHz 以上二、四八三・五 MHz 以下、一〇・五 GHz を超え一〇・五五 GHz 以下若しくは二四・〇五 GHz を超え二四・二五 GHz 以下、**五七 GHz を超え六**

一 GHz 以下又は七六 GHz を超え七七 GHz 以下若しくは七七 GHz を超え八一 GHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。

6 ～ 22 (略)

イ・ウ (略)

11・111 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第19号の4に掲げる無線設備	HX
<u>第2条第1項第19号の4の2に掲げる無線設備</u>	<u>WU</u>
<u>第2条第1項第19号の4の3に掲げる無線設備</u>	<u>WV</u>
(略)	(略)

5 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

六 GHz 以下又は七六 GHz を超え七七 GHz 以下若しくは七七 GHz を超え八一 GHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。

6 ～ 22 (略)

イ・ウ (略)

11・111 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第19号の4に掲げる無線設備	HX
(略)	(略)

5 (略)

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に証明規則第二条第一項第八号の規定に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）を受けている第二条の規定による改正前の設備規則第四十九条の十四第十二号においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正前の施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「旧特定小電力無線局」という。）の無線設備については、第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第十九号の四の三の規定に係る技術基準適合証明等を受けている第二条の規定による改正後の設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設備の条件が定められている第一条の規定による改正後の施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「新小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備とみなす。
- 3 この省令の施行の際現に行われている旧特定小電力無線局に係る技術基準適合証明等の求めについては、新小電力データ通信システムの無線局に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。
- 4 この省令の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間における新小電力データ通信システムの無線局に対する設備規則第二十四条第二項の規定の適用については、同項の表中「四ナノワット以下」とあるのは「一〇〇マイクロワット以下」と、「二〇ナノワット以下」とあるのは「一〇〇マイクロワット以下」とする。
- 5 この省令の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間における新小電力データ通信システムの無線局に対する第二条の規定による改正後の設備規則別表第三号31の規定の適用については、同31中

周 波 数 帯	不要発射の強度の許容値
55. 62GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が（-）30dBm以下
55. 62GHzを超え57GHz以下及び66GHzを超え67. 5GHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が（-）26dBm以下
67. 5GHzを超えるもの	任意の1MHz幅における平均電力が（-）30dBm以下

とあるのは、

「(1) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
100 μ W以下	50 μ W以下

(2) 参照帯域幅は、次のとおりとする。

スプリアス領域の周波数帯	参 照 帯 域 幅
9kHzを超え150kHz以下	1kHz
150kHzを超え30MHz以下	10kHz
30MHzを超え1GHz以下	100kHz
1GHzを超えるもの	1MHz

(3) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、次のとおりとする。

必要周波数帯幅の条件	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数
$BN < 1\text{MHz}$	$f_c \pm 2.5\text{MHz}$
$1\text{MHz} \leq BN \leq 500\text{MHz}$	$f_c \pm 2.5BN$
$BN > 500\text{MHz}$	$f_c \pm (1.5BN + 500\text{MHz})$

注1 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、スプリアス領域に含むものとする。

2 発射する電波の周波数（必要周波数帯幅を含む。）が、二以上の周波数範囲にまたがる場合は、上限の周波数範囲に規定する値を適用する。」

ルキク°